

第4回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和5年8月8日（火） 午前10時～午前10時50分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）植村委員、齋藤委員、細田委員、丸山委員、渡部委員
（労働者代表委員）小菅委員、小林委員、佐々木委員、原委員、山田委員
（使用者代表委員）菊池委員、熊谷委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員
（事務局）栗村局長、市川労働基準部長、境澤賃金室長、五十嵐賃金室長補佐

4 議 事

- （1）岩手県最低賃金専門部会における審議結果について
- （2）岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）
- （3）特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- （4）特別小委員会の設置及び委員の推薦について
- （5）その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から原利光委員、使用者代表委員から藤田芳男委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（本日の議事は全て「公開審議」とすることが確認された。）

- （1）岩手県最低賃金専門部会における審議結果について
- （2）岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）

○丸山会長

それでは、議題に入ります。議題（1）「岩手県最低賃金専門部会における審議結果について」及び議題（2）「岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）」を一括で行います。

それでは、専門部会の審議結果について、細田部会長から報告をお願いします。

○細田部会長

専門部会は、8月2日から8月7日まで4回開催し、労働者側から3人、使用者側から2人の参考人意見聴取を含め審議を重ねて参りましたが、労使の主張の隔たりが解消されるに至らず、双方からの申出により公益委員案を提示し、採決により審議結果報告が取りまとめられたものです。

審議結果報告につきましては、写しを配付しておりますので、ポイント部分を読み上げ説明とさせていただきます。

(細田部会長の指示により、事務局が「審議結果報告」を代読した。)

○丸山会長

専門部会の審議結果について事務局の代読による報告がありました。専門部会委員の皆様には連日真摯な審議を尽くしていただきまして、誠にありがとうございました。

それではただ今の専門部会の審議結果の報告について委員の皆様から質問、意見等がございましたら御発言をお願いします。

(質問、意見等はなかった。)

よろしいようなので、質問、意見等を終了し採決に入りたいと思います。また、専門部会で採択された政府への要望事項を盛り込み、答申することで、よろしいですか。

(異議なしの声)

○丸山会長

それでは専門部会で採択された政府への要望事項を盛り込み、答申をするという了解のもとで採決に入りたいと思います。なお、岩手労働局長への答申については例年の書式により行いたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(議案1、議案2の順に挙手による採決が行われた。)

〈議案1〉

現行の岩手県最低賃金時間額854円を39円引上げ893円とする(引上げ率4.57%)。

〈採決〉

賛成9名(公益代表委員4名、使用者代表委員5名)、反対5名(労働者代表委員5名)により議案1が議決された。

〈議案2〉

岩手県最低賃金の発効日を法定発効とする。

〈採決〉

賛成9名(公益代表委員4名、使用者代表委員5名)、反対5名(労働者代表委員5名)により議案2が議決された。

○丸山会長

今回の審議結果等について、労使双方から御発言があればお願いします。

○佐々木委員

専門部会における真摯な議論を重ねたものの、労使の主張の隔たりが解消されるに至らず、双方からの申出により公益委員案を提示し、採決に至

ったものです。その中でも、使用者側が目安額と同額を引き上げるという内容に賛成したことについては、理解していきたくと思っています。

ただし、今後、岩手の立場が他県に比べて遅れていくという懸念があります。例えば、人口流出は単独の理由ではなく色々な理由が絡み合って起きる現象であるということはわかっておりますが、最低賃金が低いということも理由の一つにはなると考えており、今後は強く訴えていきたくと思っています。

岩手県最低賃金の改正が決まりましたが、今後は他県の審議結果を注視していきたくと思っています。特に隣県の秋田は目安額に5円プラスという大幅な引上げ額となっており、私たち労働者側としてはとても重く受け止めております。今後、青森、山形と結果が公表されると思いますが、岩手はとても残念な結果になってしまったと考えています。

また、専門部会の審議の詰めの部分で、配慮が不足した残念な部分があったと感じています。

本日決まった引上げ額が、物価高騰に対応しきれているのかと考えれば残念な思いはありますが、結果については真摯に受け止め、来年の審議に向かって前向きに考えようと思います。岩手の経済の総合指数は、Cランクの中では上の方だと考えておりますので、来年はこのような意見も述べていきたくと思っています。

○藤田委員

お疲れ様でした。

様々な内容の意見を聞き、主張し、その結果、公益委員案に賛成したということに理解を求めたいと思います。

専門部会においても述べさせていただきましたが、人口流出・減少の原因については、最低賃金がどれだけ影響を及ぼしているのかということは疑問を持っておりますし、各種論文や民間シンクタンクの説明によっても、最低賃金を引き上げたら人口流出・減少が止まるとは言えるものではないとされておりますので、そのように認識しております。人口の転出超過に対する対応は簡単なものではなく、各種施策の積み重ねが必要であると認識しております。

令和3年から5年までで、岩手県最低賃金は100円上がっているという状況を考えれば、企業の負担を支援していく必要が不可欠であるという考え方において、また、その対応は岩手県に対してというのではなく、オールジャパンでの賃金の引上げを支援する取組みが必要であるものと考えており、企業の物価高騰への負担に対する支援などを地方最低賃金審議会の独立性の趣旨から、政府要望として5項目を答申文に盛り込むとい

う提案を採用していただき、感謝しております。大幅な賃上げと政府による支援策、価格転嫁の仕組みづくりの強化などについてはセットで考えていく必要があるということを最後に指摘させていただきます。

○原委員

審議結果については受け止めざるを得ないと考えております。

使用者側委員からは、何度も何度も、岩手県の中小企業・小規模事業者の状況は厳しいということを聞いておりますので、状況は理解いたしました。そのような状況でありますので、昨年の政府への要望事項の付帯決議に引き続き、中小企業・小規模事業者への支援についての政府要望として、答申文に盛り込んだものですので、これからの取組みが重要であると考えます。しっかり取組み、岩手県の幸福度を上げていくことが重要と考えております。そのためには労働組合が組織されている事業所は労使で取り組んでまいりますし、未組織の事業所に対しては皆様の御協力をいただきながら、岩手県民が元気になっていくということが大事であると考えておりますので、皆様で力を合わせて取り組んでいきたいと考えております。ありがとうございました。

○瀬川委員

使用者側としても様々な主張をし、十分に議論を尽くした結果であると思います。今後も言いつばなしではなく、どういう趣旨で発言したかを考えていただきたいと思います。

また、岩手地方最低賃金審議会として行った政府要望については、要望後の実効性、成果を検証していくことが必要と考えますので、事務局には、本審の場でその成果等を評価できる資料収集をお願いしたいと考えております。

今年度の岩手県最低賃金の引上額39円は、影響率が2割を超えるもので、岩手県の中小企業・小規模事業者への影響はととても大きく、非常に厳しい状況です。中小企業・小規模事業者の中には、決算上赤字でも賃金を引き上げたり、一時金として支給したりしているところもあり、人への投資と考えて、労働者に寄り添っている事業所もあります。そのような状況により、廃業も増えているということであり、事務局にはその資料についても可能な限りで収集していただきたいと思います。過疎化、少子高齢化により人口減少が進み、住民の多くが高齢者である限界集落と呼ばれる集落が多くみられる県北・沿岸部などは、その商店、ガソリンスタンドなどがなくなれば、ものを買うことができなくなるという状況にあるということも忘れないでいただき、使用者側の実態、支払能力を考慮して、慎重に審議していただきたいと思います。

○丸山会長

はい、ありがとうございました。

専門部会での審議も大変厳しい議論となっております、審議結果だけではなく、審議の進め方につきまして、また、今後の見込みにつきまして、労使双方それぞれの立場から御発言いただきました。審議のあり方についての御指摘については、岩手地方最低賃金審議会として、また公益委員、会長としてしっかり受け止めたいと思います。

また、政府への要望についてのその後の対応についても御意見をいただきましたので、事務局は対応をお願いします。

それでは事務局は答申文（案）の準備をお願いします。

各委員は、答申文に盛り込まれました政府への要望事項についての内容も御確認ください。

（答申文（案）が、各委員に配付された。）

○丸山会長

それでは改めて確認します。本案をもって岩手地方最低賃金審議会の答申文としたいと思いますがよろしいでしょうか。

（反対はなく、答申文（案）が承認された。）

○丸山会長

岩手地方最低賃金審議会は令和5年7月4日に岩手労働局長から岩手県最低賃金の改正決定について諮問を受け、本日まで鋭意、調査審議を重ねてまいりましたところ、本日、意見をまとめることができましたので、この意見をもって岩手労働局長に答申いたします。

（岩手県最低賃金の改正決定について（答申））

丸山会長が答申文を読み上げた後、栗村局長に、岩手県最低賃金の改正決定について答申文が手交された（最低賃金法第12条（地域別最低賃金の改正等））。

○丸山会長

それでは今後の手続きや日程等について事務局から説明をお願いします。

○事務局

ただ今、答申をいただきましたので、本日付けで最低賃金法第12条に基づき異議申出公示を行います。異議申出期間は公示日の翌日から起算して15日間となっていますので、8月23日（水）が異議申出の期限となります。

異議の申出がない場合は、審議会の意見をもって官報公示の手続きに入り、手続きが順調に進みますと9月4日（月）の官報に掲載され、10月4日（水）に法定発効されることとなります。

異議の申出があった場合は、異議申出期限8月23日（水）の翌日、8月24日（木）の第5回本審において異議の申出について審議し答申をいただくこととなります。異議の申出が否決されれば、10月4日（水）に法定発効されることとなりますが、一部を変更する内容の答申となった場合は、再度15日間の異議申出期間を設けた公示を行いますので、発効日は10月4日（水）以降となります。

○丸山会長

ただ今の事務局の説明について、質問等御発言のある委員の方はお願いいたします。

○丸山会長

よろしいですね。

これをもちまして岩手県最低賃金の審議を終了いたします。同時に専門部会の任務も終了となります。専門部会委員の皆様、大変お疲れ様でした。

(3) 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）

○丸山会長

それでは議題（3）「特定（産業別）最低賃金改正決定必要性の有無について（諮問）」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料No. 1～5を御覧ください。

岩手県では、現在6産業について特定（産業別）最低賃金を定めております。そのうち7月31日までに5産業から特定（産業別）最低賃金の改正決定について申出書が提出されております。提出された5産業の申出書について、内容、関係書類等を審査しましたところ、申出要件を満たしておりましたのでこれを受理し、改正決定の必要性の有無について岩手県最低賃金審議会に諮問させていただきたいと思っております。

資料No. 1「岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書」を御覧ください。労働協約ケースとなっています。適用労働者は1, 563名に対し、602名の協約労働者数であり、その割合は38.5%となっていますので、適用労働者の概ね3分の1以上の協約率となっており、要件を満たしています。

資料2「岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書」を御覧ください。公正競争ケースとなっています。適用労働者は2, 147名に対し、912名の合意があり、その割合は42.4%となっていますので、適用労働者の概ね3分の1以上の合意があり、要件を満たしています。

資料3「岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通

信機械器具製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書」を御覧ください。公正競争ケースとなっています。適用労働者は12,071名に対し、5,238名の合意があり、その割合は43.4%となっていますので、適用労働者の概ね3分の1以上の合意があり、要件を満たしています。

資料4「岩手県百貨店、総合スーパーの最低賃金の改正決定を求める申出書」を御覧ください。労働協約ケースとなっています。適用労働者は3,119名に対し、1,273名の協約労働者であり、その割合は40.8%となっていますので、適用労働者の概ね3分の1以上の協約率となっており、要件を満たしています。

資料5「岩手県自動車小売業の最低賃金の改正決定を求める申出書」を御覧ください。公正競争ケースとなっています。適用労働者は5,439名に対し、2,041名の合意があり、その割合は37.5%となっていますので、適用労働者の概ね3分の1以上の合意があり、要件を満たしています。

以上、これらの申し出については、定量的要件を満たしているものと判断し、受理しました。

○丸山会長

ただ今の事務局の説明について質問等御発言がございましたらお願いします。

○丸山会長

よろしいですね。

それでは申出のあった5産業について、改正決定の必要性の有無について本審議会として諮問をお受けしたいと思えます。

(諮問文(写)が、各委員に配付された。)

<特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)>

粟村局長から丸山会長に、申出のあった5産業について、特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問文が手交された(最低賃金法第21条(最低賃金に関する重要事項の調査審議))。

(4) 特別小委員会の設置及び委員の推薦について

○丸山会長

それでは議題(4)「特別小委員会の設置及び委員の推薦について」に入ります。

ただ今、特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問をお受けしましたので、必要性の有無を検討する特別小委員会を設置します。特別小委員会について事務局から説明をお願いします。

○事務局

岩手地方最低賃金審議会運営規定で特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無を検討する特別小委員会の設置が規定されています。特別小委員会は、本審委員のみで構成し、人数は各側3人の合計9人とされており、辞令は交付していません。

特別小委員会を8月21日（月）午前10時から岩手労働局5階会議室で開催したいと考えていますので、よろしくをお願いします。

○丸山会長

事務局から特別小委員会の設置についての説明がありました。特別小委員会の委員は各側からの推薦に基づき会長が指名させていただきますので、事務局に推薦する委員の報告をお願いしておきます。

(5) その他

○丸山会長

それでは議題（5）「その他」に入ります」。事務局に用意している議題はありますか。

○事務局

2点ございます。

1点目につきましては、資料No.6（令和5年度岩手地方最低賃金審議会開催計画 修正案）を御覧ください。これまで、未定としておりました産別合同部会と第6回本審の日程を記入いたしました。9月28日（木）午前10時から、第1回特定（産業別）最低賃金合同専門部会を、そして、10月31日（火）午後1時30分から第6回岩手地方最低賃金審議会を開催するという内容で提案いたします。

2点目につきましては、机上配布資料について御説明いたします。8月1日の本審において御質問いただきました2つの項目についての資料となります。それぞれの内容につきまして、御説明いたします。

（机上配布資料について説明）

なお、内容の詳細につきましては、専門部会において御説明しておりますことを申し上げます。本日は資料の配布のみといたします。

○丸山会長

ただ今の事務局の提案及び説明について質問等はございますか。何もなければこれで議事を終了します。